㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　新潟県新発田市大槻字馬越四三六一から四三六三まで、字梨木平四三七七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名	登録番号	氏名
209616	山内　繁	214699	鈴木　季之
409119	齊藤　顕爾	409120	杉山　光司
409121	佐々木　洵	409122	原田　健史
409123	山縣　荘平	409124	泉　不二
409125	横山　慶一	409126	伊藤　和貴
409127	白田　誠一	409128	野口　浩昭
409129	今村　直宏	409130	坂本　知聡
409131	大林　由人	409132	堀川　浩一
409133	山上　薫	409134	奥田　浩大
409135	五十嵐幸治	409136	長谷川貴之

○経済産業省告示第百三十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年六月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	（変更後）	（変更前）
212904	岡田　明穂	岡田　明男
408237	和泉　京助	和泉　仙入

○経済産業省告示第百三十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
105290	河原　寛
202403	高橋　務
106785	濱中　隆夫
212530	小倉　淳

○国土交通省告示第六百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イジノ谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

徳島県勝浦郡上勝町大字生実

字高畑　一四番及び一五番

一六番二

一八番一から一八番三まで

一九番一及び一九番二

二一番

二四番から二九番まで

三〇番一及び三〇番二

三一番及び三二番

三三番一から三三番三まで

三四番

三四番二

三六番一から三六番四まで

三九番二

四〇番一から四〇番四まで

四一番一及び四一番二

四二番一及び四二番二

四三番

四四番一及び四四番二

四五番一から四五番三まで

四六番

四八番二

四九番及び五〇番

五一番一から五一番四まで

五二番

五二番二

五三番一及び五三番二

九二番二

九六番一

九六番三

九七番二

九八番

一〇一番

一〇二番一から一〇二番四まで

一〇三番一及び一〇三番二

一〇四番一から一〇四番四まで

一〇五番一から一〇五番四まで

一〇六番から一一〇番まで

字栂瀬

一一二番一

一一四番

一一五番二

一一六番一

一一六番三

一一七番

一一五番二

一一六番一

一一八番一